

1 全体像	2・3 家計	4・5 契約	6～8 消費者を守る	9 18歳から	10・11 流通	12 まとめ
-------	--------	--------	------------	---------	----------	--------

このページのゴール この単元で学ぶ家計と消費・契約・消費者を守るしくみ・支払い方法・流通を、ざっとと言える

生産者 ▶ 流通（りゅうつう） ▶ 店（小売業者） ◀ 契約 ▶ 消費者（家計）
▲ 消費者を守る ▲
消費者を守る法律・相談

経済とは何？ お金や物が限られているとき、どう選ぶ？

契約はいつ成り立つ？ 結ぶときに何に気をつける？

消費者問題はなぜ起こる？ 守る法律や制度は？ 自立した消費者とは？

18歳から何が変わる？ お金の払い方には、どんなちがいがある？

商品は、どうやって私たちに届く？ 流通の工夫で、何が変わる？

ステップチャートで、全部をつなぐ

この単元の解説記事（図と例題つき）：[かてきょノート \(katekyo-note.com\)](https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e6%b6%88%e8%b2%bb%e7%94%9f%e6%b4%bb%e3%81%a8%e5%9c%80%e3%83%ba%e3%83%9d%e3%83%bd%e3%83%9e%e3%83%bf%e3%83%9f%e3%83%a0%e3%83%a1%e3%83%a2%e3%83%a3%e3%83%a4%e3%83%a5%e3%83%a6%e3%83%a7%e3%83%a8%e3%83%a9%e3%83%aa%e3%83%ab%e3%83%ac%e3%83%ad%e3%83%ae%e3%83%af%e3%83%b0%e3%83%b1%e3%83%b2%e3%83%b3%e3%83%b4%e3%83%b5%e3%83%b6%e3%83%b7%e3%83%b8%e3%83%b9%e3%83%ba%e3%83%bb%e3%83%bc%e3%83%bd%e3%83%be%e3%83%bf%e3%83%c0%e3%83%c1%e3%83%c2%e3%83%c3%e3%83%c4%e3%83%c5%e3%83%c6%e3%83%c7%e3%83%c8%e3%83%c9%e3%83%ca%e3%83%cb%e3%83%cc%e3%83%cd%e3%83%ce%e3%83%cf%e3%83%d0%e3%83%d1%e3%83%d2%e3%83%d3%e3%83%d4%e3%83%d5%e3%83%d6%e3%83%d7%e3%83%d8%e3%83%d9%e3%83%da%e3%83%db%e3%83%dc%e3%83%dd%e3%83%de%e3%83%df%e3%83%e0%e3%83%e1%e3%83%e2%e3%83%e3%e3%83%e4%e3%83%e5%e3%83%e6%e3%83%e7%e3%83%e8%e3%83%e9%e3%83%ea%e3%83%eb%e3%83%ec%e3%83%ed%e3%83%ee%e3%83%ef%e3%83%f0%e3%83%f1%e3%83%f2%e3%83%f3%e3%83%f4%e3%83%f5%e3%83%f6%e3%83%f7%e3%83%f8%e3%83%f9%e3%83%fa%e3%83%fb%e3%83%fc%e3%83%fd%e3%83%fe%e3%83%ff) [https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e6%b6%88%e8%b2%bb%e7%94%9f%e6%b4%bb%e3%81%a8%e5%](https://katekyo-note.com/%e3%80%90%e4%b8%ad3%e7%a4%be%e4%bc%9a%e3%83%bb%e5%85%ac%e6%b0%91%e3%80%91%e6%b6%88%e8%b2%bb%e7%94%9f%e6%b4%bb%e3%81%a8%e5%9c%80%e3%83%ba%e3%83%9d%e3%83%bd%e3%83%9e%e3%83%bf%e3%83%9f%e3%83%a0%e3%83%a1%e3%83%a2%e3%83%a3%e3%83%a4%e3%83%a5%e3%83%a6%e3%83%a7%e3%83%a8%e3%83%a9%e3%83%aa%e3%83%ab%e3%83%ac%e3%83%ad%e3%83%ae%e3%83%af%e3%83%b0%e3%83%b1%e3%83%b2%e3%83%b3%e3%83%b4%e3%83%b5%e3%83%b6%e3%83%b7%e3%83%b8%e3%83%b9%e3%83%ba%e3%83%bb%e3%83%bc%e3%83%bd%e3%83%be%e3%83%bf%e3%83%c0%e3%83%c1%e3%83%c2%e3%83%c3%e3%83%c4%e3%83%c5%e3%83%c6%e3%83%c7%e3%83%c8%e3%83%c9%e3%83%ca%e3%83%cb%e3%83%cc%e3%83%cd%e3%83%ce%e3%83%cf%e3%83%d0%e3%83%d1%e3%83%d2%e3%83%d3%e3%83%d4%e3%83%d5%e3%83%d6%e3%83%d7%e3%83%d8%e3%83%d9%e3%83%da%e3%83%db%e3%83%dc%e3%83%dd%e3%83%de%e3%83%df%e3%83%e0%e3%83%e1%e3%83%e2%e3%83%e3%e3%83%e4%e3%83%e5%e3%83%e6%e3%83%e7%e3%83%e8%e3%83%e9%e3%83%ea%e3%83%eb%e3%83%ec%e3%83%ed%e3%83%ee%e3%83%ef%e3%83%f0%e3%83%f1%e3%83%f2%e3%83%f3%e3%83%f4%e3%83%f5%e3%83%f6%e3%83%f7%e3%83%f8%e3%83%f9%e3%83%fa%e3%83%fb%e3%83%fc%e3%83%fd%e3%83%fe%e3%83%ff)

2 経済とは何？家計は、どのようにお金を得て使う？

このページのゴール 経済・消費・財とサービス、家計の収入の種類と、消費支出・非消費支出・貯蓄を言える

① 経済と消費、財とサービス

毎日の買い物は、経済の一部です。まず「経済」と「消費」という言葉を確認しましょう。

経済：物（財）やサービスを生産し、流通させ、消費するしくみや活動。
消費：財やサービスを買って使うこと。

買う物（商品）には、形のある**財**（ざい）と、形のない**サービス**の2つがあります。

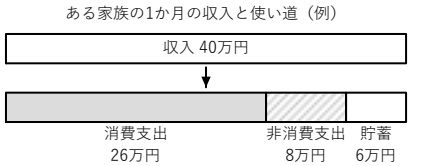
	意味	身近な例
<u>財</u>	形のある商品	パン・服・スマートフォン・自転車・ノート
<u>サービス</u>	形のない商品	散髪（髪を切る）・電車に乗る・病院で診察を受ける・塾の授業・映画を見る

サービスの分野には、理容・美容・交通・医療・教育・通信・娯楽などがあります。

② 家計の収入と支出

家計：家族や個人が営む、消費生活の単位。家計の収入を**所得**（しょとく）という。

所得の種類	例
<u>給与所得</u>	会社などに勤めて得る賃金
<u>事業所得</u>	農業・商店・工場などを自分で営んで得る
<u>財産所得</u>	家賃・地代、預金の利子、株式の配当など



所得から使った分が**支出**です。支出は、生活のために使う**消費支出**（食料・住居・光熱・水道・交通・通信・教育・教養娯楽など）と、税金や社会保険料などの**非消費支出**に分かれます。残りが**貯蓄**（ちょちく。預金・生命保険・株式など）で、将来の支出や、病気・事故などに備えます。

貯蓄 = 収入 - （消費支出 + 非消費支出） 例：図の家族は 40 - （26 + 8） = 6万円

注意 × 税金や社会保険料は、消費支出 ○ **非消費支出**に入ります

合言葉 「形があれば財、形がなければサービス」

→ まとめ：経済は、財やサービスの生産・流通・消費。家計は、収入を消費と貯蓄に分ける

3 お金も物も限られているとき、どう選ぶ？

このページのゴール 希少性と選択、計画的な消費、経済の三つの主体（家計・企業・政府）と経済の循環を言える

① 希少性と選択

希少性（きしょうせい）：人々が欲しいと思う量に対して、財やサービスの量（や、使えるお金・時間）が限られていること。

例えば、おこづかいが3000円のと看、欲しい物が「本1500円」と「スニーカー3500円」で合わせて5000円分あれば、全部は買えません。そこで、どれを買うかを**選択**することになります。限られているのは、お金のほかにもあります。1日の時間も24時間と決まっているので、何に使うかを選ぶ必要があります。選ぶときは、次の順に考えると、**計画的な消費**ができ、よりよい消費生活につながります。

- ① 本当に必要かを考える （なぜ：欲しい気持ちのままに買くと、あとで使わなくなることがあるから）
- ② 予算（使えるお金）の中におさまるかを確かめる （なぜ：予算をこえと、ほかの支出が足りなくなるから）
- ③ 値段・品質・環境への影響をくらべる （なぜ：同じ働きの商品でも、ちがいがあから）

② 経済の三つの主体と経済の循環

経済の三つの主体：家計（消費の主体）・企業（生産の主体）・政府（国や地方公共団体。税金を集め、公共サービスを提供）。

3つの主体の間を、お金や物が回るしくみを**経済の循環**といいます。家計は企業に労働力を提供して賃金を受け取り、企業から財・サービスを受け取って代金を払います。家計と企業は政府に税金を納め、政府は道路・学校・警察・消防などの公共サービスを提供します。

企業のくわしい内容は、⑨後半 企業と市場経済で学びます。

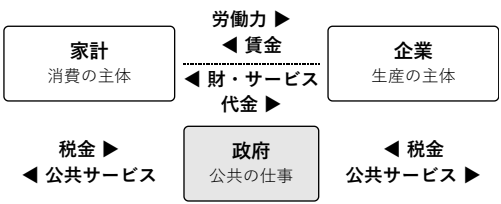


図 経済の循環（矢印の向きが、わたす向き）

注意 × 希少性とは、めずらしい物のこと ○ 欲しい量に対して、**使えるお金や物が限られていること**

合言葉 「**限りがあるから、選ぶ**」

→ まとめ：限りがあるので、選んで計画的に消費する。家計・企業・政府は、お金や物でつながっている

1 全体像	2・3 家計	4・5 契約	6～8 消費者を守る	9 18歳から	10・11 流通	12 まとめ
-------	--------	--------	------------	---------	----------	--------

4 契約とは何？ いつ成り立つ？

このページのゴール 契約が合意で成立すること、契約自由の原則、契約で生まれる権利と義務を言える

① 身近な契約

コンビニエンスストアでおにぎりを買うことも、実は契約です。売る側と買う側が、たがいに合意（ごうい）しているからです。

場面	売る側	買う側	何について合意しているか
おにぎりを買う	店	客	おにぎりを、決まった値段で売り買いする
電車に乗る	鉄道会社	乗る人	運賃を払い、目的地まで運んでもらう
美容院で髪を切ってもらう	美容院	客	料金を払い、髪を切ってもらう
スマートフォンを使う	通信会社	利用者	料金を払い、通信を使えるようにしてもらう

契約：売る側と買う側が、たがいに合意すること。合意した時に成立する。契約書が無くても、口約束でも成立する。

② 契約が成立するまでと、権利・義務

- ① 店が、商品と値段を示す
- ② 客が「これを買います」と示す
- ③ 店が受け入れる → **ここで合意が成立し、契約が成立する**
- ④ 代金を払い、商品を受け取る（たがいの義務を果たす）

契約が成立するのは、合意した時です。代金を払った時ではありません。

	権利	義務
売る側	代金を受け取る	商品をわたす
買う側	商品を受け取る	代金を払う

契約を結ぶと、たがいに権利（相手に求めることができること）と義務（果たさなければならないこと）が生まれます。

契約自由の原則：だれと、どんな内容の契約を、どんな方法で結ぶかは、原則として自由であるという考え方。

④で学んだ、きまりの考え方につながります。契約は、当事者どうしがつくる、たがいのきまりです。⑤後半で学んだ自由権のうち、経済活動の自由とも関係があります。

注意 × 契約書にサインしなければ、契約は成立しない ○ **口約束でも成立する**

合言葉 「合意で成立、口約束でも契約」

→ まとめ：契約は、売る側と買う側の合意で成り立ち、たがいに守る義務がある

5 契約を結ぶとき、何に気をつける？

このページのゴール 結んだ契約は守る義務があること、契約を結ぶときの注意、消費者主権を言える

① 自由に結べるが、結んだら守る義務がある

契約は自由に結べます（4ページ）。しかし、いったん結んだら、たがいに守る義務があり、原則として、一方的にやめることはできません。**自由には、義務がともなう**のです。そこで、結ぶ前に、よく確かめることが大切になります。例えば、Aさんがスポーツクラブに入る契約を結ぶときは、次のことを確かめます。

確かめること	スポーツクラブの例
内容	どんな設備を、どのくらい使えるか
値段・回数	月の会費はいくらか。何回まで通えるか
やめるときの決まり	いつまでに知らせれば、やめられるか。お金はかかるか

契約を結ぶときは、次の順で気をつけましょう。

- ① 内容と条件（値段・回数・やめるときの決まり）を、最後まで読む（なぜ：結んだら守る義務があり、知らなかったと言ってもやめられないから）
- ② 分からないことは聞き、その場で決めない（なぜ：急がされると、確かめられないまま合意してしまうから）
- ③ 契約書や画面の記録を残す（なぜ：あとで、契約の内容を確かめられるように）

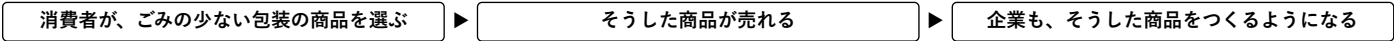
急がされて「その場で決める」場合と、「持ち帰って考える」場合では、確かめられることががちがいます。

	その場で決めた	持ち帰って考えた
内容を読む時間	少ない	十分にとれる
ほかの店とくらべる	できない	できる
家族に相談する	できない	できる

② 消費者主権

消費者主権：消費者が自分の意思と判断で、商品を選んで買うことができるという考え方。

消費者の選び方は、何がつくられるかを動かします。例えば、多くの消費者が、ごみの少ない包装の商品を選ぶようになると、企業もそうした商品をつくるようになります。



注意 × 気が変わったら、結んだ契約はいつでも一方的にやめられる ○ 一方的にはやめられない（例外となる制度は7ページ）

合言葉 「その場で決めず、読んでから合意」

→ まとめ：結んだ契約は守る義務があるので、よく読んでから結ぶ。消費者が選ぶことが、生産を動かす

1 全体像	2・3 家計	4・5 契約	6～8 消費者を守る	9 18歳から	10・11 流通	12 まとめ
-------	--------	--------	------------	---------	----------	--------

6 消費者問題は、なぜ起こる？

このページのゴール 消費者問題と悪質商法、情報の差、消費者の四つの権利を言える

① 売る側と買う側の、情報の差

消費者問題：欠陥（けっかん）商品の事故や悪質商法で、消費者が被害を受けること。

売る側（企業）は商品や契約の決まりをよく知っていますが、買う側（消費者）は**情報が少なく**、1人でその場で判断しがちです。この差で消費者が不利になり、消費者問題が起こりやすくなります。

	売る側	買う側
商品の知識	材料・つくり方・性能をよく知っている	知る手がかりが少ない
契約の決まりの知識	よく知っている	くわしくないことが多い
話し合いの力	説明に慣れている	1人で、その場で判断しがち

買い物の形（販売方法）には、店舗購入・訪問販売（家に来て売る）・電話勧誘（かんゆう）販売（電話で勧めて売る）・通信販売（インターネット通販など）があります。販売方法ごとの資料を読むときは、**割合**（全体の何％か）と**件数**を分けます。件数＝全体の件数×割合なので、割合が高くて、全体の件数が少なければ件数は少なくなります。

② 悪質商法の例

悪質商法（あくしつしょうほう）：うそや強引な勧誘で契約させたり、うその請求で払わせたりする、不当な売り方。

名前	場面（架空）
訪問販売での強引な売りつけ	家に来て、断っても帰ってくれない
キャッチセールス	街で声をかけ、店や事務所に連れて行って契約させる
架空請求	使っていないサイトの料金などを、うその請求で払わせる

③ 消費者の四つの権利（1962年、アメリカのケネディ大統領が示した）

消費者の四つの権利	意味
安全を求める権利	安全な商品を使える
知らされる権利	正しい表示や説明を受けられる
選択する権利	いくつかの商品から、自由を選ぶ
意見を反映させる権利	消費者の意見を、国や企業の決まりに生かせる

注意 × 消費者問題は、消費者の不注意だけで起こる ○ **情報の差**があるので起こりやすい

合言葉 「売る側と買う側には、情報の差がある」

→ まとめ：情報の差で消費者問題が起こる。消費者には、四つの権利がある

1 全体像	2・3 家計	4・5 契約	6～8 消費者を守る	9 18歳から	10・11 流通	12 まとめ
-------	--------	--------	------------	---------	----------	--------

7 消費者を守る法律と制度には、何がある？

このページのゴール 製造物責任法・消費者契約法・クーリング・オフ制度などを、年表の順と中身で言える

① 消費者を守る法律の年表

売る側と買う側の情報の差（6ページ）から消費者を守るために、国は法律や制度をつくってきました。年の順に見ましょう。

年	名前	中身
1968年	<u>消費者保護基本法</u>	弱い立場の消費者を保護する
1994年	<u>製造物責任法（PL法）</u>	欠陥商品の被害の賠償（ばいしょう）を求めやすくする
2000年	<u>消費者契約法</u>	うその説明や不当な勧誘で結んだ契約を、取り消せる
2004年	<u>消費者基本法</u>	消費者保護基本法を改正（くわしくは8ページ）
2009年	<u>消費者庁</u>	消費者行政をまとめて行う国の役所（くわしくは8ページ）

製造物責任法（PL法）：商品の欠陥で被害を受けたとき、消費者は、企業の過失（落ち度）を証明しなくても、損害賠償を求めることができる。

消費者契約法では、うその説明をされた契約や、「帰ってくれない」など不当な勧誘で結んだ契約を、あとから取り消すことができます。

② クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度：訪問販売や電話勧誘販売などで契約したとき、一定の期間内なら、理由を問わず契約を解除（かいじょ）できる制度。

期間の数え方

- ① 契約の書面を受け取った日を**1日目**として数える（例：4月1日に受け取ったなら、4月8日が8日目）
- ② 訪問販売・電話勧誘販売は**8日目**まで、マルチ商法（連鎖販売取引）は**20日目**まで
- ③ はがきや電子メールなどで、売る側に「契約を解除します」と知らせる

販売方法	クーリング・オフ
訪問販売・電話勧誘販売	対象（8日目まで）
マルチ商法	対象（20日目まで）
通信販売（インターネットショッピングなど）	対象外

通信販売で返品できるかは、店が決めた返品の決まりによります。

注意 × インターネットの通信販売も、クーリング・オフで解除できる ○ 通信販売は**対象外**です

合言葉 「訪問・電話は8日、通信販売はクーリング・オフなし」

→ まとめ：PL法・消費者契約法・クーリング・オフ制度が、消費者を守る

1 全体像	2・3 家計	4・5 契約	6～8 消費者を守る	9 18歳から	10・11 流通	12 まとめ
-------	--------	--------	------------	---------	----------	--------

8 自立した消費者になるには？

このページのゴール 消費者基本法と消費者庁、相談先、消費者の責任（自立した消費者）を言える

① 2つの基本法のちがい

	消費者保護基本法（1968年）	消費者基本法（2004年）
考え方	国や企業が、弱い立場の消費者を保護する	消費者の権利を尊重し、消費者が自立できるよう支援する
消費者の役割	守られる立場	自分で情報を集め、判断する

消費者基本法：2004年、消費者保護基本法を改正してつくられた。消費者の権利を尊重し、自立を支援する。

2009年には消費者庁が置かれ、消費者行政をまとめて行う国の役所になりました。

② 困ったときは

- ① 契約書や画面の記録を確かめる
- ② 一人でなやまず、家族や消費生活センターに相談する（消費者ホットライン「188」）
- ③ クーリング・オフなど、使える制度を確かめる（7ページ）

相談先	だれが置く？	ポイント
<u>消費生活センター</u>	地方公共団体	⑦ 地方自治で学んだ地方公共団体が置く、身近な相談の窓口
<u>国民生活センター</u>	国	全国の相談の情報を集め、消費者を支える

③ 自立した消費者の責任

消費者の権利が守られることに加えて、消費者自身にも責任があります。

- 商品や契約について情報を集め、くらべて確かめてから判断する（⑧のメディアリテラシーと同じ考え方）
- 環境や社会のことを考えて選ぶ（例：リサイクルしやすい商品・地元の産物・フェアトレードの商品。フェアトレードは中1地理で学びました）
- おかしいと思ったら、すぐに相談する

注意 × 消費者基本法は、消費者を保護するだけの法律 ○ 消費者の権利を尊重し、自立を支援する法律

合言葉 「おかしいと思ったら、すぐ相談」

→ まとめ：消費者基本法は、消費者の自立を支援する。おかしいと思ったら、すぐ相談する

9 18歳から、何が変わる？ お金の払い方には、どんなちがいがあがる？

このページのゴール 成年年齢18歳と未成年者取消権、支払い方法（前払い・その場・あと払い）とキャッシュレス決済、クレジットカードのしくみを言える

① 18歳の前後

成年年齢：2022年4月から、20歳から18歳に引き下げられた。

	17歳まで	18歳から
一人で契約できるか	親の同意が要る	親の同意なしにできる（例：スマートフォンの契約・クレジットカードをつくる・部屋を借りる）
親の同意なしの契約を取り消せるか	取り消せる（ <u>未成年者取消権</u> ）	取り消せない（自分の責任）

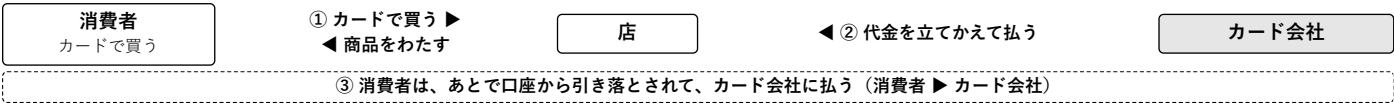
お酒・たばこは、今も20歳からです。

② 支払い方法

支払い方法	いつ払う	特ちょう
電子マネー・プリペイドカード	前払い	入金（チャージ）した分まで使う物が多い
現金	その場	持っている分まで使える
デビットカード	その場	その場で、口座から引き落とされる
クレジットカード	あと払い	代金は、あとで口座から引き落とされる
コード決済	前払い・あと払い	スマートフォンで QR コードなどを読み取って払う

キャッシュレス決済（けっさい）：現金を使わない支払い。クレジットカード・電子マネー・コード決済などがある。

③ クレジットカードのしくみ



手元にお金が無くても買えるので、使いすぎに注意しましょう。

注意 × クレジットカードで買えば、お金を払わなくてよい ○ あとで口座から引き落とされます

合言葉 「18歳からは自分で契約、あと払いは使いすぎに注意」

→ まとめ：18歳から一人で契約できる。支払い方法のちがいを知って使う

10 商品は、どうやって私たちに届く？

このページのゴール 流通・商業、卸売業と小売業、流通を支える仕事を言える

① 流通と、卸売業・小売業

流通：商品が生産者から消費者に届くまでの流れ。**商業**：流通を専門に行う産業。

生産者 農家・工場など	卸売業者 卸売市場など	小売業者 スーパーマーケットなど	消費者
	だれから仕入れる	だれに売る	例
卸売業 （おろしうりぎょう）	生産者（から大量に）	小売業者	卸売市場の業者など
小売業 （こうりぎょう）	卸売業者など	消費者	商店・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・百貨店・インターネットの通信販売など

② 野菜が店に並ぶまで

- ① 農家（生産者）が野菜を育て、トラックで卸売市場に運ぶ
- ② 卸売市場で、卸売業者がまとめて仕入れて売る
- ③ スーパーマーケットなどの小売業者が仕入れて、店に並べる
- ④ 家で、消費者が買う

野菜は傷みやすいので、運ぶ時間を短くし、冷やして保管することも、流通の大切な工夫です。



卸売市場の青果の売り場
（東京都 豊洲市場）
写真：江戸村のとくぞう（CC BY-SA 4.0）。Wikimedia Commons より、白黒にした

流通を支える仕事：流通は、商品を売り買いする業者のほかに、次のような仕事にも支えられています。

仕事	役割
運送業・倉庫業	トラックなどで商品を運ぶ。倉庫で商品を保管する
広告業・保険業・通信	商品を宣伝する。事故や災害に備える。情報をやりとりする

注意 × 小売業者は、生産者から直接消費者に売る業者 ○ 小売業者は、**卸売業者などから仕入れて**消費者に売る業者

合言葉 「生産者から、卸売・小売を通して消費者へ」

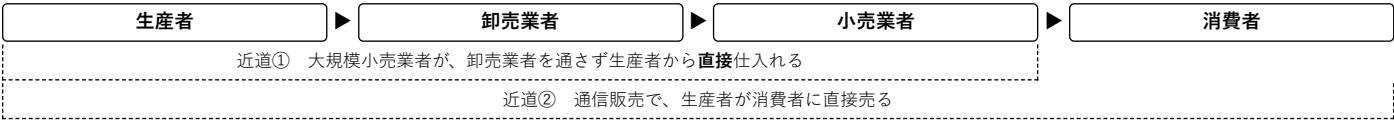
→ まとめ：商品は、卸売業・小売業を通して消費者に届く。運送・保管などの仕事が流通を支える

11 流通の合理化で、何が変わる？

このページのゴール 流通の合理化（直接仕入れ・物流センター・通信販売）とそのわけ、POSシステム、プライベートブランド、合理化の影響を言える

① 流通の近道（実線の矢印＝ふつうの流れ、破線＝近道）

流通の合理化（ごうりか）：流通にかかる費用や手間を減らす、くふう。



近道①では、卸売業者に払う費用や、運ぶ手間が減ります。その分、商品を安く売ることができます。
大規模小売業者（スーパーマーケットやコンビニエンスストアのチェーンなど）は、自社の物流センター（商品をまとめて保管し、店へ送り出す大きな倉庫）から、各店にまとめて商品を運ぶこともあります。
プライベートブランド：大規模小売業者が独自に企画して、生産を頼み、自社のブランドとして売る商品。



商品を保管する大きな倉庫
写真：Axisadman（CC BY-SA 3.0）。Wikimedia Commons
より、白黒にした

② POSシステムと、合理化の影響

POSシステム（販売時点情報管理システム）：レジで商品のバーコードを読み取り、何が・いつ・いくつ売れたかを記録するしくみ。

① バーコードを読み取る	② 売れた記録が本部に集まる	③ 必要な数を仕入れる・生産する
立場	影響	
消費者	よい点：商品が安く・早く手に入る	
小売業者	よい点：費用が減り、売れる物を必要な数ずつ仕入れられる（POSシステム）	
卸売業者や小さな商店	課題：仕事が減ることがある	
運送業	課題：荷物が増え、働く人の負担が大きくなっている	

注意 × 流通の合理化で、卸売業はすべて無くなった ○ 今も多くの商品は卸売業者を通ります

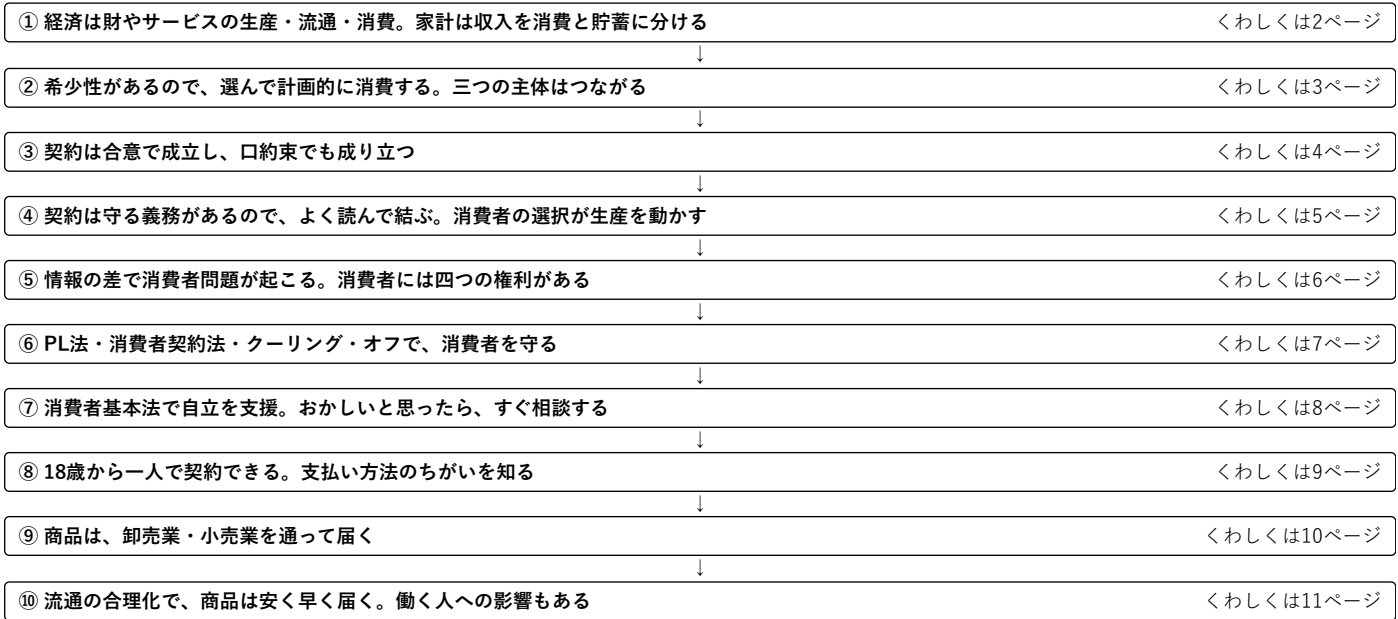
合言葉 「流通の近道で、安く早く」

→ まとめ：流通の合理化で、商品は安く早く届く。働く人への影響という課題もある

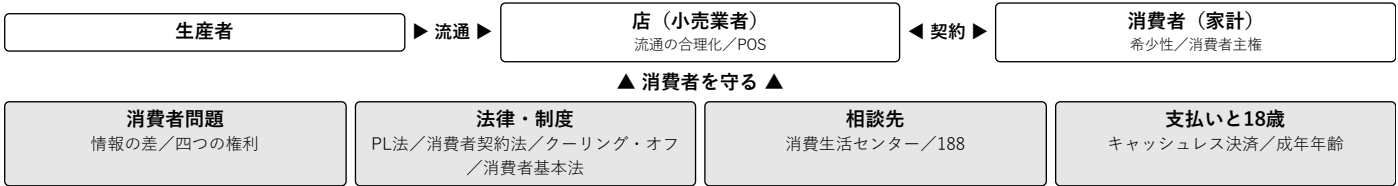
12 よりよい消費生活を送るには、何を知っておけばよい？

このページのゴール 2～11ページを、ステップチャートで順につないで、1ページの問いに答えられる

① ステップチャート



② 消費生活の全体図



③ 問いの答えの例

限られたお金で、本当に必要かを考えて、計画的に選びます。契約は合意で成り立ち、守る義務があるので、内容をよく読んでから結びます。売る側との情報の差があるので、困ったときは、法律や制度を使い、すぐ相談します。支払い方法や流通のしくみも知り、自立した消費者として、環境や社会のことも考えて選びます。

確認問題① お金の使い方と選び方、売り買いの約束

答えと解説は17・18ページ（9枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 お金の入りと出について答えなさい。【2ページ】

- (1) 次の6つを、財とサービスに分け、記号で答えなさい。 ア 米 イ くつ ウ バスに乗る エ 美容院で髪を整える オ テレビ カ 歌のコンサートを聞く 財 _____ サービス _____
- (2) 家計の収入のことを何といいますか。 _____
- 次の収入は、給与所得・事業所得・財産所得のどれですか。
- (3) 工場に勤めて受け取る賃金 _____
- (4) 自分の店を営んで得る収入 _____
- (5) 持っている土地を貸して得る地代 _____
- (6) 次のうち、非消費支出にあたるものを1つ選びなさい。 ア 家賃 イ 電車の定期代 ウ 社会保険料 エ 映画を見る料金 _____
- (7) ある家庭の1か月は、収入が35万円、消費支出が24万円、非消費支出が7万円でした。貯蓄は何万円ですか。 _____万円

2 限りのある中での選び方と、お金や物を動かす立場について答えなさい。【3ページ】

- (1) 人々が欲しいと思う量に対して、使えるお金や物が限られていることを何といいますか。 _____
- (2) Bさんの放課後は2時間です。宿題・読書・ボール遊びを1時間ずつしたいと思っています（合わせて3時間分）。このとき、Bさんがしなければならないことは何ですか。 _____
- (3) 買う物を選ぶとき、次のア～ウを、考える順に並べかえ、記号で答えなさい。 ア 値段・品質・環境への影響をくらべる イ 本当に必要かを考える
ウ 予算の中におさまるかを確認する _____
- 下の図の（ア）～（ウ）にあてはまる語を書きなさい。（イ）（ウ）は、それぞれ2か所とも同じ語です。
- (4) （ア） _____
- (5) （イ） _____
- (6) （ウ） _____



- (7) 企業は、お金や物を動かす三つの立場のうち、何の主体ですか。 _____

3 売り買いの約束について答えなさい。【4ページ】

- (1) 売る側と買う側が、たがいに合意することで成り立つ約束を何といいますか。 _____
- (2) 次のうち、売る側と買う側の合意による約束にあたるものを1つ選びなさい。 ア 書店で参考書を買う イ 友達と放課後に公園で遊ぶと約束する
ウ 家で家族と夕食を食べる エ 公園のベンチで休む _____
- (3) だれと、どんな内容の約束を、どんな方法で結ぶかは、原則として自由であるという考え方を何といいますか。 _____
- 店で商品を買うとき、次の表のア・イにあてはまる義務を書きなさい。

	権利	義務
売る側	代金を受け取る	(ア)
買う側	商品を受け取る	(イ)

- (4) (ア) _____
- (5) (イ) _____

確認問題② 結んだあとの守り方、被害、守る法律

4 結んだあとの約束と、選び方について答えなさい。【5ページ】

- (1) 消費者が自分の意思と判断で、商品を選んで買うことができるという考え方を何といいますか。 _____
- (2) 契約を結ぶときの行動として、適切なものを1つ選びなさい。 ア 急がされたので、よく分からないまま、その場でサインする
イ 値段・回数・やめるときの決まりを最後まで読み、分からないことは聞く ウ 契約書を受け取ったら、すぐに捨てる エ 画面の説明は読まずに「同意」を押す

- (3) Bさんは、A店で自転車を買う契約を結び、その日の夜に「やっぱりやめたい」と思いました。売る側のA店が了承していないのに、Bさんの考えで契約を一方的にやめることはできますか。「できる」「できない」で答えなさい。 _____
- (4) 契約を結ぶ前に、内容を最後まで読むとよいのはなぜですか。20～40字で書きなさい。

- (5) 契約書や画面の記録を残しておくのは、何のためですか。 _____

5 消費者の被害と権利について答えなさい。【6ページ】

- (1) 欠陥商品による事故や、うそや強引な勧誘による契約などで、消費者が被害を受けることを何といいますか。 _____
- (2) うそや強引な勧誘で契約させたり、うその請求で払わせたりする、不当な売り方をまとめて何といいますか。 _____
- (3) 使っていないサイトの料金などを、うその請求で払わせることを何といいますか。 _____
- (4) 消費者の四つの権利を示した、アメリカの大統領はだれですか。また、それは何年ですか。大統領 _____ 年 _____
- 次の場面にあてはまる、消費者の権利を書きなさい。
- (5) 欠陥のあるおもちゃが、店に並ばないようにしてほしい _____ (6) 商品の原材料や使い方の説明を、買う前に読める _____
- (7) 何種類もの自転車から、好みの1台を選べる _____ (8) 消費者が出した要望をもとに、国が表示の決まりを見直した _____
- (9) 商品の材料やつくり方を知る手がかりが少ないのは、売る側と買う側のどちらですか。 _____

6 消費者を守る法律と制度について答えなさい。【7ページ】

- (1) 次のできごとを、年代の古い順に並べかえ、記号で答えなさい。 ア 国に、消費者のための新しい役所ができた
イ 商品の欠陥で被害を受けた消費者が、つくった会社に賠償を求めやすくなった ウ 消費者を保護する、最初の基本法ができた
エ 不当な勧誘で結んだ契約を、あとから取り消せるようになった _____
- (2) うその説明をされて結んだ契約を、あとから取り消せるようにした法律を何といいますか。 _____
- (3) 欠陥商品で被害を受けたとき、企業の過失を証明しなくても賠償を求められるようにした法律を何といいますか。 _____
- 次の場面で、クーリング・オフで契約を解除できますか。「できる」「できない」で答えなさい。
- (4) 家に来た販売員から商品を買ひ、契約の書面を受け取った日を1日目として6日目 _____
- (5) 電話で勧められて契約し、契約の書面を受け取った日を1日目として10日目 _____
- (6) インターネットで購入し、2日目に「やめたい」と思いました。この契約は、クーリング・オフの対象になりますか、ならないですか。

確認問題③ 自立、お金の払い方、商品が届くしくみ

7 自立した消費者について答えなさい。【8ページ】

- (1) 消費者の権利を尊重し、消費者が自立できるよう支援する、2004年の法律を何とといいますか。 _____
- (2) 2009年に置かれた、消費者行政をまとめて行う国の役所を何とといいますか。 _____
- (3) 地方公共団体が置く、消費者の相談を受ける窓口を何とといいますか。 _____
- (4) 次のうち、自立した消費者の責任にあたる行動を1つ選びなさい。 ア おかしいと思っても、一人でなやみ続ける イ 広告の言葉を信じて、すぐを買う
ウ 周りの人が買っているので、同じ物を買う エ 情報を集め、くらべて確かめてから判断する _____
- (5) 2004年の法律は、消費者保護基本法から、考え方がどう変わりましたか。20～40字で書きなさい。

8 大人になる年齢と、お金の払い方について答えなさい。【9ページ】

- (1) 2022年4月から、成年年齢は何歳になりましたか。 _____
- (2) 17歳のAさんは、親に内緒で、高額な学習教材を買う契約を結びました。この契約を、あとから取り消すことはできますか。「できる」「できない」で答えなさい。

- (3) 成年に達したBさんは、親の同意を得ずに、楽器店で高いギターを買う契約を結びました。この契約を、親の同意が無かったことを理由に、あとから取り消すことはできますか。「できる」「できない」で答えなさい。 _____
- (4) 次のア～ウを、前払い・その場で払う・あと払いに分け、記号で答えなさい。 ア プリペイドカード イ デビットカード ウ クレジットカード 前払い _____
その場 _____ あと払い _____
- (5) クレジットカードで買い物をしたとき、カード会社は店に対して何をしますか。 _____
- (6) 現金を使わない支払いを、まとめて何とといいますか。 _____
- (7) クレジットカードを使うときに、気をつけることを書きなさい。

9 商品が届くしくみとまとめについて答えなさい。【10・11・12ページ】

- (1) 生産者から商品を大量に仕入れ、小売業者に売る業種を何とといいますか。 _____
- (2) 次のうち、流通を支える仕事にあたるものを1つ選びなさい。 ア 野菜を育てる仕事 イ 工場で製品をつくる仕事 ウ 広告で商品を知らせる仕事
エ 学校で教える仕事 _____
- (3) レジで商品のバーコードを読み取り、何が・いつ・いくつ売れたかを記録するしくみを何とといいますか。 _____
- (4) 大規模小売業者が独自に企画して生産を頼み、自社のブランドとして売っている商品を何とといいますか。 _____

流通の合理化の影響について、次の(5)(6)は「よい点」「課題」のどちらですか。

- (5) 売れる物を、必要な数ずつ仕入れられるようになる _____
- (6) 卸売業者や小さな商店の仕事が減ることがある _____

12ページのステップチャートの一部です。(ア)(イ)にあてはまる語を書きなさい。

⑥ PL法・消費者契約法・(ア)で、消費者を守る → ⑩ 流通の合理化で、商品は(イ)早く届く。働く人への影響もある

- (7) (ア) _____ (8) (イ) _____

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

経済と家計（2・3ページ）	
経済・消費	経済＝財やサービスを生産・流通・消費するしくみや活動。消費＝財やサービスを買って使うこと
財・サービス	財＝形のある商品。サービス＝形のない商品（理容・美容・交通・医療・教育・通信・娯楽など）
家計	家族や個人が営む、消費生活の単位。収入を所得という（給与所得・事業所得・財産所得）
支出と貯蓄	消費支出（生活のための支出）・非消費支出（税金・社会保険料）。貯蓄＝収入－（消費支出＋非消費支出）
希少性・選択	欲しい量に対し、使えるお金や物・時間が限られていること → 選択が必要。計画的に消費する
三つの主体と循環	家計（消費）・企業（生産）・政府（公共サービス）。家計→企業：労働力・代金／企業→家計：賃金・財・サービス／家計→政府：税金／政府→家計・企業：公共サービス

契約（4・5ページ）	
契約	売る側と買う側の合意で成立。口約束でも成立し、結んだら守る義務があり、一方的にやめられない
契約自由の原則	だれと・どんな内容を・どんな方法で結ぶかは原則自由
権利と義務	売る側＝代金を受け取る権利・商品をわたす義務／買う側＝商品を受け取る権利・代金を払う義務
結ぶときの注意	内容と条件を最後まで読む／分からないことは聞き、その場で決めない／契約書や画面の記録を残す
消費者主権	消費者が自分の意思と判断で、商品を選んで買えるという考え方

消費者を守るしくみ（6～8ページ）	
消費者問題	欠陥商品や悪質商法（キャッチセールス・架空請求など）による被害。売る側と買う側の情報の差から起こりやすい
消費者の四つの権利	1962年ケネディ大統領。安全を求める権利・知らされる権利・選択する権利・意見を反映させる権利
法律の年表	1968年 消費者保護基本法／1994年 製造物責任法（PL法。企業の過失を証明しなくてよい）／2000年 消費者契約法／2004年 消費者基本法（権利を尊重し、自立を支援）／2009年 消費者庁
クーリング・オフ制度	一定の期間内なら理由を問わず解除できる。書面を受け取った日が1日目。訪問販売・電話勧誘販売は8日目まで、マルチ商法は20日目まで。通信販売は対象外
相談先・責任	消費生活センター（地方公共団体）・国民生活センター（国）・消費者ホットライン188。情報を集めて確かめる・すぐ相談する・環境や社会を考えて選ぶ

18歳からの契約と支払い方法（9ページ）	
成年年齢18歳	2022年4月から20歳→18歳。18歳から親の同意なしに契約できる。未成年者取消権（親の同意なしの契約を取り消せる）は18歳から使えない
支払い方法	前払い＝電子マネー・プリペイドカード／その場＝現金・デビットカード／あと払い＝クレジットカード。現金を使わない支払い＝キャッシュレス決済（コード決済もふくむ）
クレジットカード	カード会社が店に代金を立てかえて払い、消費者はあとで口座から引き落とされて払う。使いすぎに注意

流通（10・11ページ）	
流通・商業	流通＝生産者から消費者に届くまでの流れ。商業＝流通を専門に行う産業。運送業・倉庫業・広告業・保険業・通信が支える
卸売業・小売業	卸売業＝生産者から大量に仕入れ小売業者に売る。小売業＝消費者に売る（商店・スーパーマーケットなど）
流通の合理化	費用や手間を減らすくふう。卸売業者を通さない直接仕入れ・物流センター・通信販売 → 安く売れる。課題：卸売業者や小さな商店の仕事が減る・運送業の負担
POSシステム・プライベートブランド	バーコードで売れた記録を集め、仕入れ・生産の計画に生かす／大規模小売業者が企画して自社ブランドで売る商品

合言葉
「形があれば財、形がなければサービス」／「限りがあるから、選ぶ」／「合意で成立、口約束でも契約」／「その場で決めず、読んでから合意」／「売る側と買う側には、情報の差がある」／「訪問・電話は8日、通信販売はクーリング・オフなし」／「おかしいと思ったら、すぐ相談」／「18歳からは自分で契約、あと払いは使いすぎに注意」／「生産者から、卸売・小売を通して消費者へ」／「流通の近道で、安く早く」

確認問題の答えと解説

1【2ページ】

- (1) 財 ア・イ・オ サービス ウ・エ・カ (2) 所得
(3) 給与所得 (4) 事業所得 (5) 財産所得
(6) ウ (7) 4万円

(1) 米・くつ・テレビは形があるので財。バスに乗る・美容院・コンサートは形が無いのでサービス。(2) 家計の収入を所得という。(3)～(5) 勤めて得る賃金は給与所得、自分で営んで得る収入は事業所得、土地を貸した地代などは財産所得。(6) 社会保険料は税金と同じ非消費支出。家賃(住居)・定期代(交通)・映画(教養娯楽)は生活のための消費支出。(7) 貯蓄＝収入－(消費支出＋非消費支出)＝35－(24＋7)＝4万円。【2】

2【3ページ】

- (1) 希少性 (2) (何をするかを) 選ぶこと (選択)
(3) イ→ウ→ア
(4) (ア) 労働力 (5) (イ) 税金
(6) (ウ) 公共サービス (7) 生産の主体

(2) 時間にも限りがある。3時間分のやりたいことが2時間におさまらないので、選ぶ必要がある。(3) 本当に必要か→予算の中から→値段・品質・環境への影響をくらべる、の順。(4)～(6) 家計は企業に労働力を提供して賃金を受け取る。家計と企業は政府に税金を納め、政府は家計と企業に道路・学校・警察・消防などの公共サービスを提供する。(7) 家計は消費の主体、企業は生産の主体、政府は公共サービスを提供する主体。【3】

3【4ページ】

- (1) 契約 (2) ア
(3) 契約自由の原則
(4) (ア) 商品をわたす (5) (イ) 代金を払う

契約は、売る側と買う側が合意した時に成り立つ。書店で参考書を買うのは、売る側(書店)と買う側の合意なので契約。友達との約束・夕食・ベンチで休むことは、売る側と買う側の合意ではない。契約を結ぶと、売る側は代金を受け取る権利と商品をわたす義務、買う側は商品を受け取る権利と代金を払う義務をもつ。【4】

4【5ページ】

- (1) 消費者主権 (2) イ
(3) できない
(4) (例) 結んだ契約は守る義務があり、一方的にやめられないから。
(5) (例) あとで、契約の内容を確かめられるようにするため。

(2) 内容と条件を最後まで読み、分らないことは聞くのが適切。急がされてもその場で決めない・記録を捨てない・説明を読まないのは、どれも適切でない。(3) 店で結んだ買い物の契約は、売る側が了承しなければ、一方的にやめられない。(4) 記述は「守る義務」「一方的にやめられない」のどちらかの趣旨が入っていれば正解。【5】

5【6ページ】

- (1) 消費者問題 (2) 悪質商法
(3) 架空請求
(4) 大統領 ケネディ 年 1962年
(5) 安全を求める権利 (6) 知らされる権利
(7) 選択する権利 (8) 意見を反映させる権利
(9) 買う側

(5)～(8) 安全な商品を使える＝安全を求める権利、正しい表示や説明を受けられる＝知らされる権利、自由に選べる＝選択する権利、意見を国や企業の決まりに生かせる＝意見を反映させる権利。(9) 売る側は商品をよく知り、買う側は知る手がかりが少ない。【6】

6【7ページ】

- (1) ウ→イ→エ→ア
- (2) 消費者契約法 (3) 製造物責任法 (PL法)
- (4) できる (5) できない
- (6) ならない (対象外)

(1) ウ 1968年・イ 1994年・エ 2000年・ア 2009年の順。(4) 書面を受け取った日を1日目として、訪問販売は8日目までなので、6日目はできる。(5) 電話勧誘販売も8日目まで。10日目は過ぎているのでできない。(6) インターネットの通信販売はクーリング・オフの対象外 (返品できるかは店の決まりによる)。**【7】**

7【8ページ】

- (1) 消費者基本法 (2) 消費者庁
- (3) 消費生活センター (4) エ
- (5) (例) 弱い立場の消費者を保護する考え方から、消費者の権利を尊重し、自立を支援する考え方に変わった。

消費生活センターは地方公共団体が置く。(4) 情報を集めてくらべ、確かめてから判断するのが消費者の責任。(5) 記述は「権利を尊重」「自立を支援」の語が入っていれば正解。**【8】**

8【9ページ】

- (1) 18歳 (2) できる (未成年者取消権)
- (3) できない
- (4) 前払い ア その場 イ あと払い ウ
- (5) 代金を立てかえて払う (6) キャッシュレス決済
- (7) (例) 手元にお金が無くても買えるので、使いすぎないようにする。

17歳までは、親の同意なしに結んだ契約を取り消せる (未成年者取消権) が、18歳からは取り消せず、自分の責任になる。(4) プリペイドカードは買う前に入れておく前払い、デビットカードはその場で口座から引き落とし、クレジットカードはあとで引き落とし。(5) 店には、カード会社が代金を立てかえて払う。(7) 記述は「使いすぎ」の趣旨が入っていれば正解。**【9】**

9【10・11・12ページ】

- (1) 卸売業 (2) ウ
- (3) POSシステム
- (4) プライベートブランド
- (5) よい点 (6) 課題
- (7) (ア) クーリング・オフ (8) (イ) 安く

(2) 広告業は流通を支える仕事。野菜を育てる・製品をつくるのは生産、学校で教えるのは流通と関係が無い。(5)(6) 売れる物を必要な数ずつ仕入れられるのは小売業者により点、卸売業者や小さな商店の仕事が減るのは課題。(7)(8) 12ページのステップチャートの⑥と⑩。**【10・11・12】**